太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書

電力は国民経済の発展に欠くことのできないものであり、福島第一原子力発電所 事故以降、電力需給が逼迫しているため、再生可能な自然エネルギー発電の導入拡 大など、需給構造の大胆な改革は焦眉の急である。

国においては、再生可能エネルギー発電において固定価格買取制度を導入するなどして、その普及促進に取り組んでいる。

しかしながら、太陽光発電設備については、高い買取価格が設定されたことや、 規制緩和などにより急激に拡大し、様々な課題が全国で顕在化したところである。

本県においても、太陽光発電設備が急斜面の山林に森林を伐採して設置されるほか、世界遺産富士山、八ヶ岳中信高原国定公園などの自然公園、農地や住宅地の中に周辺環境と調和せず設置されるなど、景観の阻害、住環境の悪化のみならず、土砂災害等の発生が非常に危惧される状況となっている。

このような状況に鑑み、固定価格買取制度の根拠法であるFIT法では、事業者に対し関係法令の遵守を義務付ける等の改正が行われたところであるが、土地利用規制等に関する関係法令では、太陽光発電設備から現在生じている景観、環境及び防災上における様々な問題に十分対応していない。

また、FIT法においても、事業者が同法の認定基準を遵守し、適正に太陽光発電設備を設置しているか確認する体制や、発電事業終了後のパネル等の適切な撤去、処分を担保する仕組みが整備されていない。

よって、国においては次の事項を早急に講じられるよう、強く要望する。

- 1 太陽光発電設備について、景観、環境及び防災上の観点から適正な設置がされるよう、立地の規制等に係る法整備等、所要の措置を行うこと。例えば、地域で重要な田園風景や自然環境が残る場所、住民が著しく危険を感じる場所などは、市町村長の意見を聴いた上で、特例的に立地を規制すること。
- 2 1 による法整備等の実効性を高めるため、FIT法においても、着工していない認定案件について、事業者が計画地を立地規制の対象となる場所から変更する場合でも、同じ買取価格を適用すること。
- 3 太陽光発電設備がFIT法の認定基準に従い適正に設置されていることについて、国が責任を持って確認すること。
- 4 発電事業終了時や事業者が経営破綻した場合に、パネル等の撤去及び処分が適切かつ確実に行われる仕組みを整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月21日

大月 市議会議長山田善一

安 倍 晋 三 殿 内閣総理大臣 総務大臣 聖 子 殿 野田 健 殿 農林水産大臣 斉 藤 弘 成 殿 経済産業大臣 世耕 一 殿 国土交通大臣 石 井 啓 環境大臣 中川雅治殿 衆議院議長 理 森 殿 大 島 参議院議長 伊 達 忠 一 殿